



Management

## 政府

### 特定技能外国人 建設分野で新たに7職種を追加

政府は2月28日、新在留資格制度・特定技能外国人の対象として、2020年度から建設分野で7職種を追加することを閣議決定しました。追加は、「とび」「建築大工」「配管」「建築板金」「保温保冷」「吹付ウレタン断熱」「海洋土工」。従来の「建設機械施工」「鉄筋施工」「内装仕上げ」「型枠施工」「コンクリート圧送」「左官」などの11職種と合わせて18職種で受入れが可能となりました。

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000118.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html))



Analyze &amp; Census

## 厚生労働省

### 毎月勤労統計調査(2019年) 建設業の現金給与総額、7年連続増加

厚生労働省が2月21日に公表した毎月勤労統計調査結果(確報)によると、2019年(1-12月)に建設業就業者に支払われた月間の現金給与総額(1人当たり平均)は41万6,315円(前年比2.7%増)となり、7年連続で増加しました。給与の内訳では、固定給の「所定内給与」は31万3,739円(同2.8%増)、時間外手当などの「所定外給与」は2万6,776円(同3.0%増)、賞与などの「特別に支払われた給与」は7万5,800円(同2.6%増)となっています。

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r01/01cr/01cr.html>)



Management

## 国土交通省

### 新型コロナウイルス感染症対策 専用サイトで直轄工事・業務の情報発信

国土交通省は、新型コロナウイルス感染症対策に向けた直轄工事・業務の取扱をまとめた専用サイトを同省のホームページに開設しました。サイトは下記のURLで、トップページの「新型コロナウイルス関係の国土交通省の対応」をクリックし、「直轄工事・業務関係」から入ることもできます(3月25日現在)。「直轄工事・業務の一時中止措置等」「直轄工事の監理技術者等の取扱について」「直轄工事・業務の検査等の対応について」などに分類して情報を発信しています。

([https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08\\_hy\\_000025.html](https://www.mlit.go.jp/tec/kanbo08_hy_000025.html))



Analyze &amp; Census

## 東京商工リサーチ

### 新型コロナウイルスの企業への影響調査 全国の中小企業に打撃

東京商工リサーチが3月9日に公表した「新型コロナウイルス」の企業への影響・全国ヒアリング調査によると、感染の終息が見通せない中、地域や業種を問わず、中小企業に深刻な影響が及んでいることが浮き彫りとなりました。影響として最も高い割合を示したのは「サプライチェーンに支障」で39.0%。次いで「営業や生産活動、イベント中止に伴う受注・売上減」(25.8%)、「国内消費不振」(13.7%)、「インバウンド需要の低下」(9.7%)と続いています。

サプライチェーンのダメージは製造業にとどまらず、「中国で建材生産がストップし、メーカーに発注しても入荷せず工事が遅延」(建設業)など、悪影響は建設業にも及んでいます。同社では「体力の乏しい中小・零細企業は先行きが見通せず、倒産だけでなく廃業を促す契機にもなり得る」と分析しています。

([https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200309\\_03.html](https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20200309_03.html))



## 国土交通省

### 建設技能者の能力評価基準 新たに5職種を認定

国土交通省は3月17日、建設技能者の能力を客観的に評価する能力評価基準について、新たに「橋梁」「海上起重」「保温保冷」「消防施設」「ALC」を認定しました。各基準を申請したのは、日本橋梁建設協会、日本海上起重技術協会、日本保温保冷工業協会、消防施設工事協会、ALC協会。既に認定されている「鉄筋」「型枠」「機械土工」「左官」「内装仕上げ」「防水施工」「切断穿孔」「サッシ・カーテンウォール」「建築大工」「トンネル」「圧接」「電気工事」「コンクリート圧送」とびの14職種に今回の5職種が加わり計19職種となります。これらの職種では、技能者または技能者の所属事業者の申請に基づき、認定を受けた各専門工事団体等が技能者の能力評価をレベル1からレベル4までの4段階で行うこととなります。

また、能力評価基準は建設キャリアアップシステムと連携しており、技能レベルごとに色分けされた建設キャリアアップカードが交付されることとなります。

([https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_fr2\\_000044.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_fr2_000044.html))

